金融機関、事業者支援へ

名古屋で講習会 職員22人が受講

中小機構中部本部（名古屋市）などが実施する「地域力向上を実現する中小企業応援プログラム」の本年度講習会が13日、同市中区錦の名古屋センタービルで始まった。中小企業や小規模事業者の経営を支援する東海3県の地銀や信用金庫などの職員22人が受講。初日は東海財務局の金融監督官らが講師を務めた。

地域の金融機関が事業者を支援する際の事業評価力や経営改善、生産性改善のための提案力向上を目的に実施。基礎編の講習会は12月15日までの計4回で、県内からは十六銀行、大垣共立銀行、東濃信用金庫が参加している。

講習会で、東海財務局の三ツ本晃代金融監督官はコロナ禍後の経済を見据えた対策などについて説明。例として、東日本大震災を機に全国銀行協会などが設けた、自然災害被災者の債務整理を支援するガイドラインを紹介。住宅などのローン返済が困難となった時に債務免除が受けられる民間ルールで、生活再建支援金の支給や財産の一部をローン返済に充てずに手元に残せる―などのメリットがあるが、この対象にコロナ禍の経済困窮者を加える案が検討されているとした。

東海財務局の三ツ本晃代金融監督官らが講師を務めた講習会＝名古屋市中区錦、名古屋センタービル

無断複製・転載を禁じます